

学生預り金取扱い要領

(平成 31 年 1 月 30 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学 学生預り金取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪河崎リハビリテーション大学（以下「大学」という。）における入学した学生の「学生預り金」に関し、必要な事項を定め、大学授業の円滑な運営を計ることを目的とする。

(範囲)

第2条 学生預り金の範囲は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 臨床実習において、学長が学生の居住地から実習協力病院等の所在地までの通学が困難と判断した場合において、ホテル等に宿泊する場合の宿泊料に充当する経費
- (2) 園芸療法士資格申請費、国家試験対策にともなう模擬試験費等
- (3) 学生保険及び聴診器など実習に伴い必要な器具等の購入経費
- (4) その他学長が特に必要と認める経費

(入学時の納入)

第3条 入学生は「学生預り金」として以下の金額を入学時に納入するものとする。

各専攻共通 110, 000 円

(入学生への説明)

第4条 学長は、入学式の日以降、前期授業開始までに各入学生に対し、第2条の規定による使途、及び前条の規定による金額を明示した文書により説明するものとする。

2 前項の規定により説明を受けた学生は、「学生預り金」を当該年度の5月1日までに銀行振込により納入するものとする。

(預り証の発行)

第5条 学生から「学生預り金」の納入があった場合は、金融機関が発行する「振込金受取書（本人保管用）」をもって「学生預り金預り証」（様式1号）の発行にかえることができるものとする。ただし、学生から「学生預り金預り証」の請求があった場合は、速やかにこれを発行しなければならない。

(会計処理)

第6条 納入のあった「学生預り金」は、年度、会計科目、金額、納入者等を確認の上、振替伝票により預り金受入収入科目に収納する。

(精算報告)

第7条 学生が卒業又は退学する場合は、当該学生に対し、「預り金精算報告書」(様式第2号)により、「学生預り金」の精算報告をするとともに、残金の返還等の精算をしなければならない。

(追加納入等)

第8条 何らかの理由により重複して経費を必要とした学生については、学長が別に定める金額を「学生預り金」として追加納入するものとする。

(預金に伴う利子)

第9条 「学生預り金」を金融機関に預金することにより発生する利子は、大学の収入とする。

(細則)

第10条 この要領に定めるもののほか、「学生預り金」に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月30日から施行する。

(様式第1号)

学生預り金預り証

振込者 氏名

振込者 住所

振込年月日

振込先 口座

三井住友銀行 岸和田支店
普通預金 NO

金

額

¥ _____

内

容

実習宿泊費

学生保険、聴診器、入学式写真代など

上記のとおり入金があり、預かったことを証明します。

年 月 日

学校法人 河崎学園

大阪河崎リハビリテーション大学

学長 ○ ○ ○ ○

(様式第1号)

学生預り金預り証

振込者 氏名

振込者 住所

振込年月日

振込先 口座

三井住友銀行 岸和田支店
普通預金 NO

金

額

¥ _____

内

容

実習宿泊費

学生保険、聴診器、入学式写真代など

上記のとおり入金があり、預かったことを証明します。

年 月 日

学校法人 河崎学園

大阪河崎リハビリテーション大学

学長 ○ ○ ○ ○

(様式第2号)

預り金精算報告書

学籍番号

学 生 氏 名

上記のとおり預り金の精算報告をします。

年 月 日

貝塚市水間158
学校法人河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学